

嘉麻市庁舎課題 に関する説明資料

～ 動き出そう、嘉麻市の未来のために ～

- 時間の関係上、この資料の全てを説明することはできません。資料の内容等についてご質問等がある場合は、後日にでも当室までお問い合わせください。
- 会議実績等の整理・公表のため、後方よりの写真撮影、音声記録等にご理解お願いします。(市広報誌、ホームページ等に掲載する場合があります。)

※ 庁舎課題に関する資料は、各庁舎の情報コーナー及びホームページにて閲覧可能です。
(嘉麻市ホームページ <http://www.city.kama.lg.jp>)

庁舎に関する主な経緯

○平成18年3月27日 嘉麻市誕生（合併協定項目における事務所の位置）

合併するための大義と合併を成熟させるための総合的判断にたち、当分の間、碓井庁舎を本庁とし、本庁機能を一部分庁とする。本庁以外の庁舎は、総合支所とする。財政状況等を踏まえ、建設の是非と位置を含めて新市において検討する。

○平成23年6月10日～平成24年12月11日〔新庁舎に関する調査特別委員会（計7回）〕

庁舎問題検討報告書において示された4候補地について投票。

※ 碓井庁舎増築 3 票、碓井グラウンド 0 票、稲築多目的運動広場 1 2 票、牛隈交差点 1 票、白票 4 票。

○平成24年12月18日〔議会本会議〕

議員提案「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」（議員6名）

内容・・・地方自治法の規定により、「住民の利便性」、「他の官公署との距離」、「交通事情」などを熟慮し、もって住民の福祉に資することを目的とし、市役所の位置を現在の「稲築多目的運動広場」とする内容の「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が議員により提出される。

採決：賛成16票、反対6票により、原案可決

○平成24年12月27日〔議会本会議〕＊臨時議会（再議）

再議理由：市民への説明不足及び財源の見通しが不確定

再議の採決：賛成14票、反対7票、欠席1名により、改正条例案可決

○平成25年2月12日～24日〔市民説明会〕

庁舎問題に関する市民説明会（計5回：460人参加）

参加人数・・・夢サイトかほ 約130人、山田市民センター 約60人、稲築地区公民館 約110人、碓井住民センター（1回目 約70人、2回目 約90人）

○平成26年6月11日〔議会本会議〕

平成26年4月23日に市長に就任した赤間市長が庁舎に関し施政方針表明

今後の維持管理費や現各庁舎の老朽化具合から考えて、庁舎一本化に向けて、出張所の設置など地域の激変緩和措置を検討し、財政状況も勘案しながら、市民のみなさま、議会のご理解を得ながら推進する。

○平成26年10月31日〔嘉麻市庁舎建設設置本部会議の設置〕

新庁舎建設及び庁舎問題の総合的検討・実施について全庁的に取り組むための機関。

市長以下幹部職員10人により構成(市長・副市長・教育長・全調整監・関係課長)。事務局は庁舎・交通体系対策室。

○平成26年12月16日〔議会本会議及び新庁舎に関する調査特別委員会(第9回)〕

- ・市長の新庁舎に関する所信表明

市民サービスに関わる本庁と支所の役割分担のあり方や地域振興、地域交通体系網の整備などの制度設計等の課題に対して、情報の提供及び共有に努め、合意形成を図りながら一つひとつ丁寧につくりあげていくとした考えを示す。

- ・アンケート調査に関する予算の計上

庁舎の位置が変更することに関する様々な課題等への対応等について、意識調査(アンケート)を実施するための予算を計上。本議会にて賛成多数で可決。

- ・庁舎建設等に関するスケジュール

○平成27年1月9日〔嘉麻市庁舎に関する意識調査票(アンケート)の実施〕

- ・本市在住の18歳以上の中から無作為に3,000人を抽出、郵送によるアンケートの送付・返送方式

- ・調査期間:平成27年1月9日～平成27年1月23日まで

- ・回収状況:1,514票 回収率:50.47%

○平成27年1月～〔積極的な情報の提供を実施〕

- ・嘉麻市ホームページによる情報提供の拡充及び「広報嘉麻2月から5月号」への庁舎問題に関する特集記事の掲載

※ ホームページにおいては、随時情報の更新を行うとともに、「広報嘉麻」への特集記事の掲載による情報提供を今後も実施予定。

○平成27年3月4日〔議会本会議及び新庁舎に関する調査特別委員会(第10回)〕

- ・新庁舎施設整備等審議会条例案及び庁舎建設基本計画策定業務委託に係る予算案の提出。本議会にて賛成多数で可決

庁舎建設の必要性について

1 現庁舎の問題点

- ・経年劣化が著しく、建物の大規模改修や、大幅な設備更新が必要となる。
- ・現行の耐震基準に基づいておらず、防災面及び安全性の面で大きな問題がある。……など



劣化していく4つの庁舎の建替えを必要とする時期が必ず生じることになる(結果として、順次に4つの庁舎を建設し、管理し続けることになる。)

〔参考資料1〕 庁舎の概要

区 分	建築年	構造	敷地面積	庁舎延床面積	経過年数※	平成32年度末償却残余年数※
碓井庁舎	昭和56年	RC 3 階建	14, 332㎡	3, 305㎡	33年	11年
山田庁舎	昭和49年	RC 3 階建	13, 430㎡	5, 302㎡	40年	4年
嘉穂庁舎	昭和46年	RC 2 階建	6, 331㎡	2, 690㎡	43年	1年
稲築庁舎	昭和26年	RC 2 階建	6, 929㎡	3, 129㎡	63年	19年経過

※経過年数は、平成26年末時点での経過年数
※残余年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める鉄筋コンクリート造における耐用年数50年を基準

〔参考資料2〕 各庁舎の経年劣化の状況の主なもの

【碓井庁舎】天井雨漏り



【山田庁舎】雨漏りのため天井破損



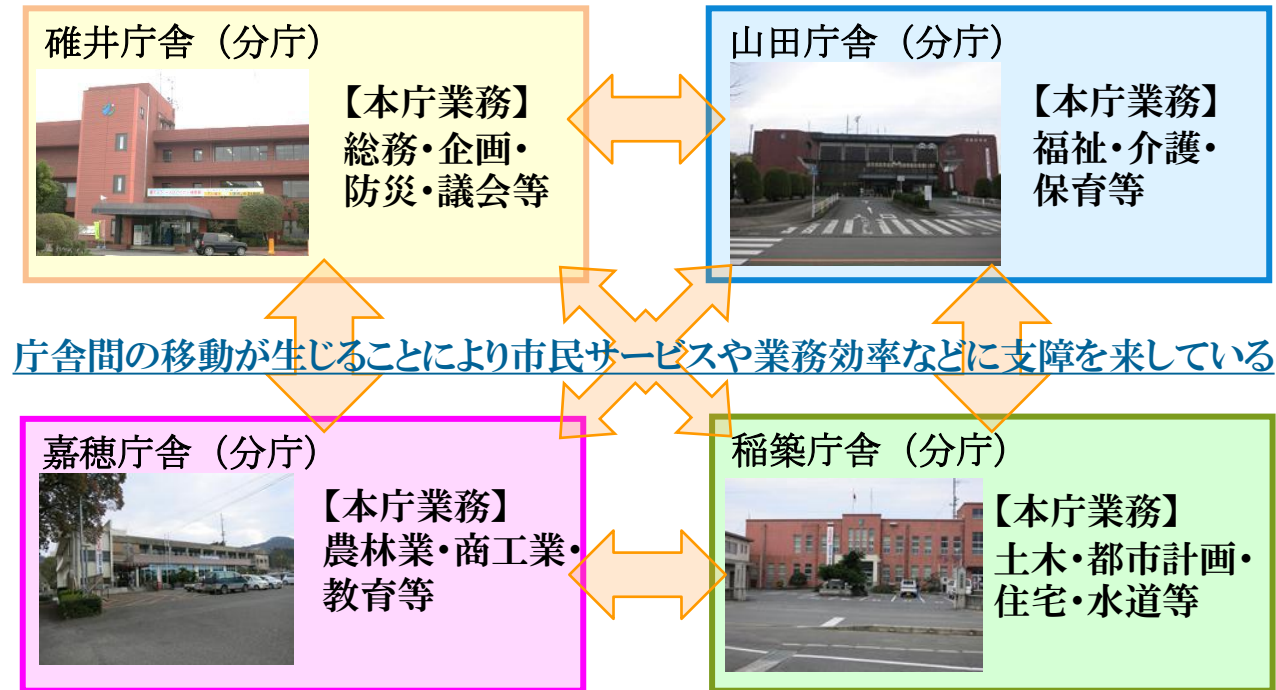
【嘉穂庁舎】建物加重による地下サッシ変形、開閉不可



【稲築庁舎】壁、天井剥離・亀裂箇所



2 分庁方式による問題点



- 【各報告書等により指摘されている
分庁方式の問題点】
- ・市民が各庁舎を行き来する事態が生じ、住民サービスの低下（利便性の低下）。
 - ・簡素で効率的な組織構築の阻害要因。
 - ・連絡調整や事務決裁手続きに支障が生じ、業務効率の低下。
 - ・人件費や燃料費、公用車の維持管理費等、余分な経費が発生。
 - ・老朽化が進んでいる4庁舎の維持管理経費が必要。・・・など

これらの問題を解決するためには・・・

分散化した組織を一つの庁舎に統合する必要があり、本庁機能を集約できる庁舎建設の必要性が求められている。

【山田庁舎】
福祉・介護・保育等

【確井庁舎】
総務・企画・防災・議会等

【嘉穂庁舎】
農林業・商工業・教育等

【稲築庁舎】
土木・都市計画・住宅・水道等



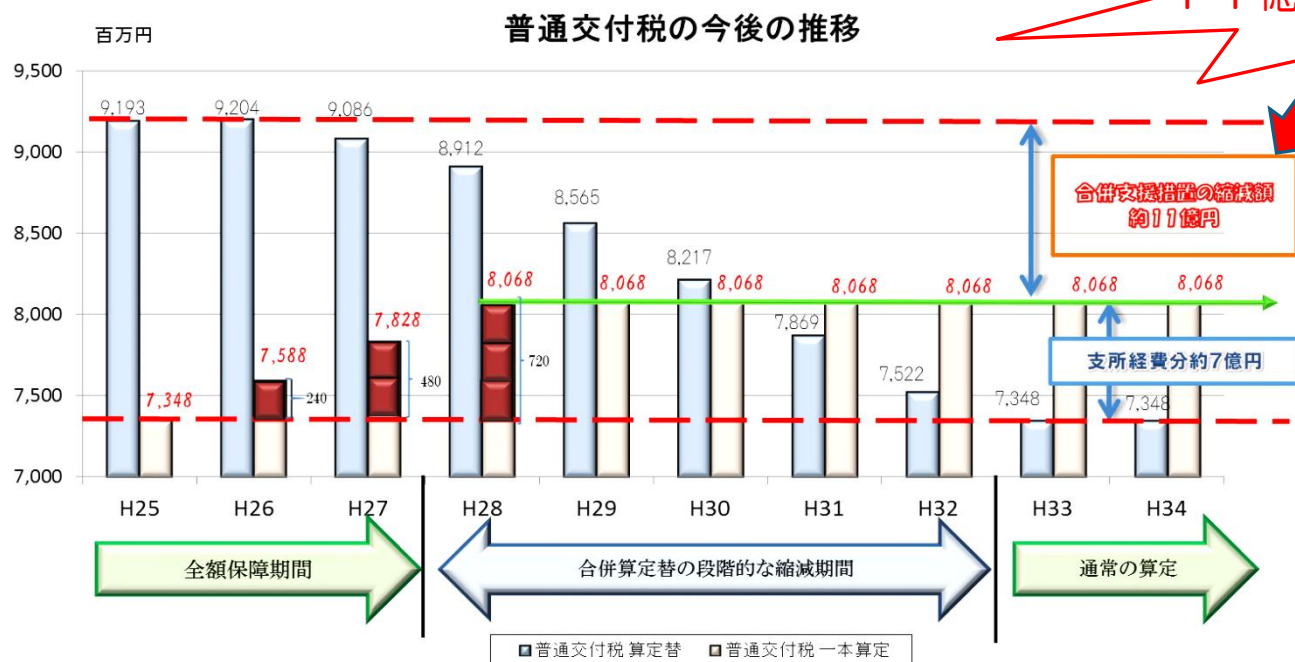
3 行財政改革の必要性和庁舎建設の関係

なぜ嘉麻市の財政状況は危機的状況なのか・・・

本市の全収入額のうち、約4割を占める普通交付税において、合併支援に伴う優遇措置が、平成28年度から5年間で段階的に縮減され、平成33年度からは通常の算定となる。また、人口の減少に伴う交付税の減額とあわせ、この影響額としては、平成25年度の交付税額と平成33年度見込み額を比較すると**約11億円の収入の減少**につながる事が予想されている。

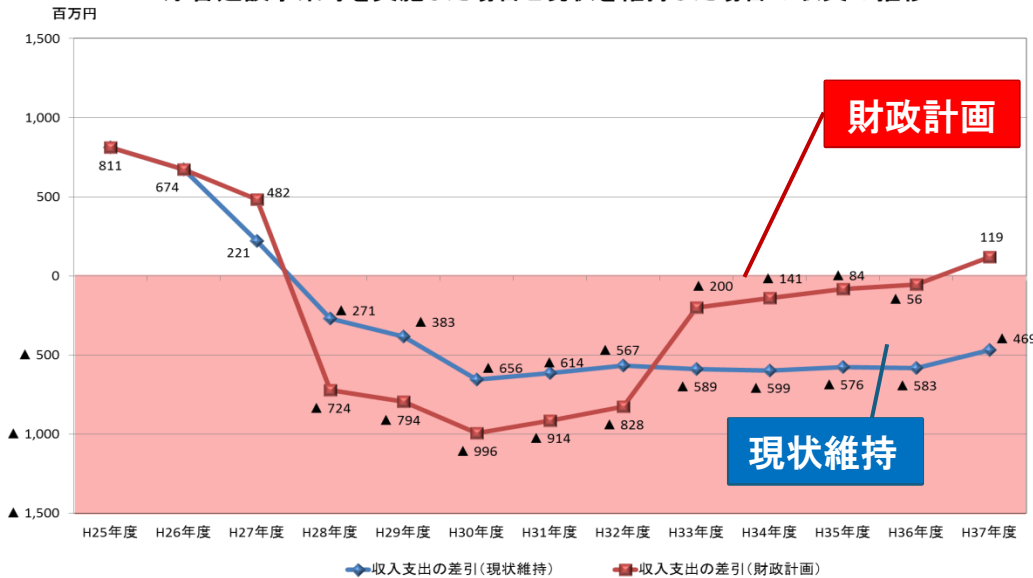
～ このままでは収入不足に陥ることは確実。
これらに対応する取り組みが必要！！ ～

11億円の歳出削減が必要！

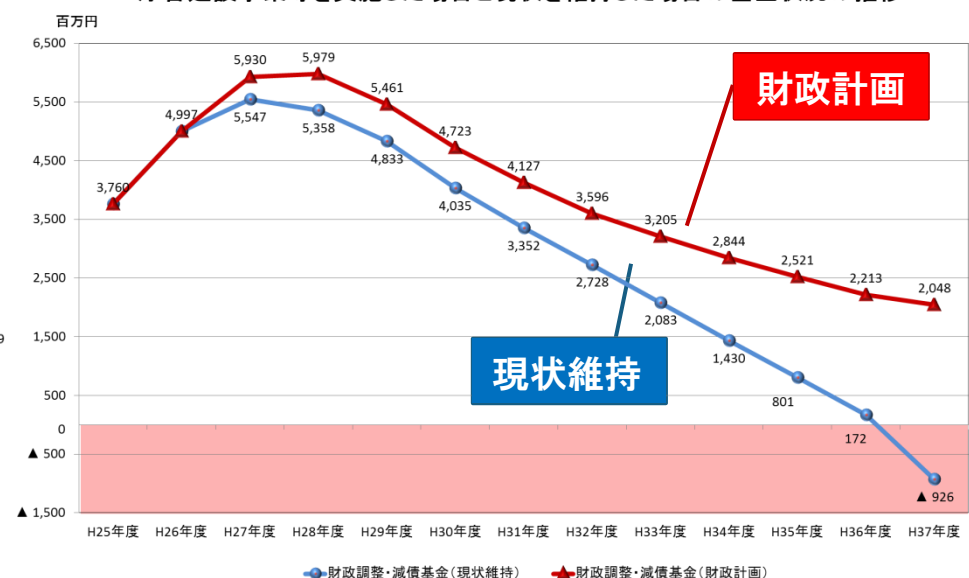


旧市町村の役場を支所とみなして、職員人件費や維持管理経費、旧市町村単位の地域振興関係経費など、「標準的な支所の経費」として、普通交付税に加算。
なお、この算定には、実際に支所が設置されているかどうかに関わらず、合併市町村に対し、旧市町村の役場の数に応じて算定加算されるもの。

庁舎建設事業等を実施した場合と現状を維持した場合の収支の推移



庁舎建設事業等を実施した場合と現状を維持した場合の基金状況の推移



【現状維持】(現在の職員数を現状維持しつつ、財政計画において予定されている下記事業を実施しない場合)

- ・交付税収入の減少が影響し、平成28年度以降赤字が継続。財調、減債基金残高は平成36年度を分岐点として枯渇
(老朽庁舎問題は解決せず、対応に係る経費の負担が必ず生じ、財政状況はさらに悪化が予測される。)

【財政計画】

- ・平成28年度から平成32年度まで合併特例債を活用した事業を実施するため赤字幅が増加
- ・平成33年度から収支が大幅に改善。合併特例債の償還に係る3割の負担増が生じるものの、職員適正化に伴う人件費の抑制効果が影響

《財政計画で予定されている事業》

・小中学校大規模改造事業
・ごみ処理長寿命化事業

・火葬場建設事業
・新庁舎建設事業等

・高速ブロードバンド事業
計 約88億円

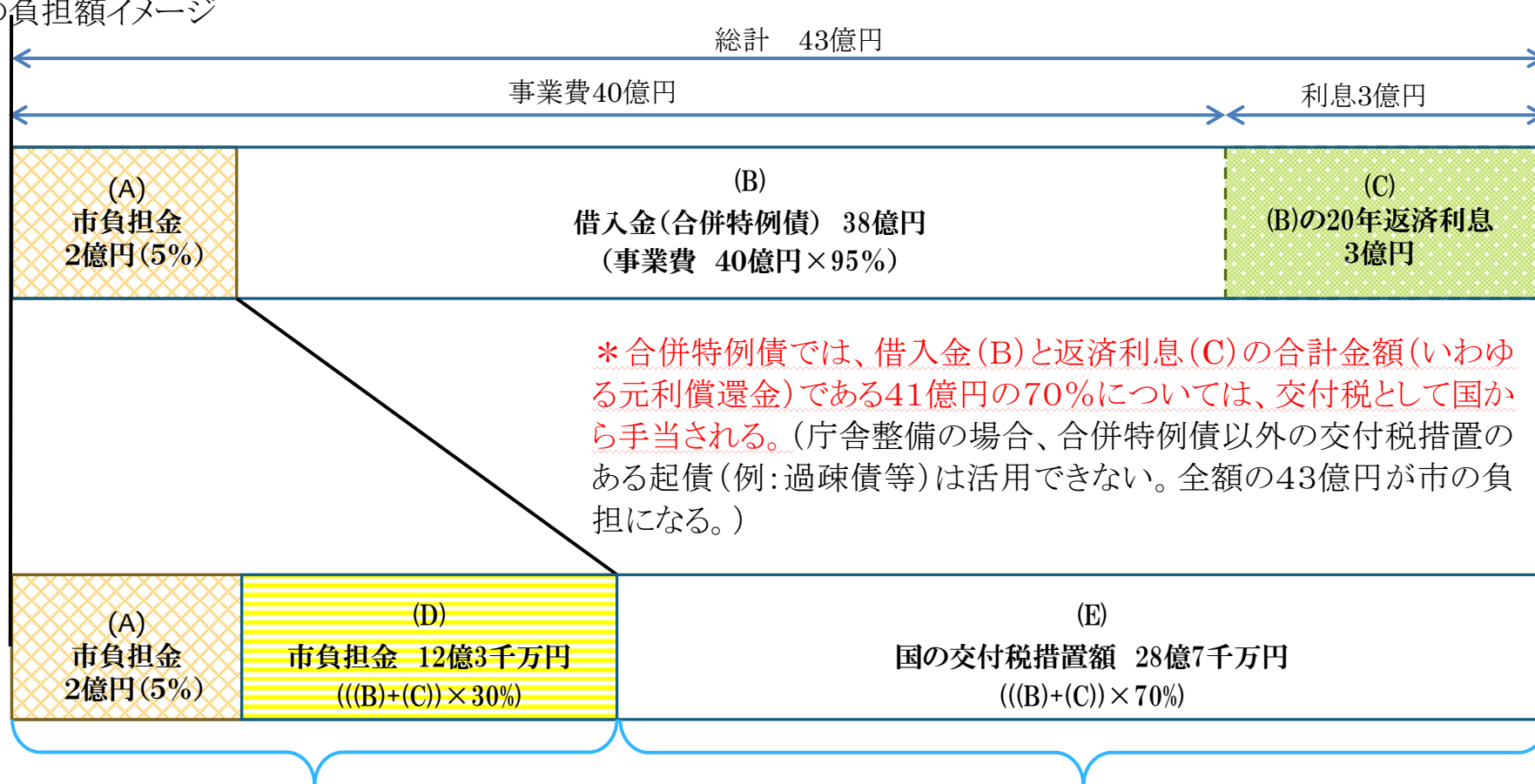
減少する人口・収入にあった適正な職員数で運営できる簡素な組織を構築、総人件費を抑制し、住民サービスへの影響を最小限に留める。

* 職員数：合併時548人 ⇒ 平成25年度429人 ➡ 平成39年度までに350人体制の確立を実現

4 庁舎建設の財源及び時期

庁舎建設を実施する時期については、建設に要する財源の関係が非常に重要な視点となる。通常、市が庁舎を建設する際には、すべての経費について、市で負担しなければならないが、合併団体である本市は、庁舎建設に係る経費に対し**合併特例債**を財源として活用することができる。

◆庁舎建設にかかる事業費40億円(20年償還で計算、利息3億円と仮定)し、合併特例債が活用できた場合における市の負担額イメージ



市の実質的な負担額14億3千万円

*合併特例債を活用できない場合に、同等の庁舎整備を行うと、(E) 国の交付税措置額28億7千万円についても市の実質的な負担額になる。

5 庁舎建設の必要性のまとめ

嘉麻市を取り巻く厳しい現状を認識し、老朽庁舎問題、分庁解消問題、収入が不足する問題等について総合的に対応するため、行政のスリム化等の行財政改革を確実に実施し、また、有利な財源が活用できる時に庁舎整備を行い、嘉麻市が、将来にわたり住民サービスを維持できる基礎的な自治体としてあり続けることができる体制(施設、組織、財政等)づくりを行うことが重要です。

平成33年度には11億円が不足すると推定されます。

【庁舎建設を含む行財政改革等が達成されない場合、次のことも想定されます。】

- ◆市の歳入不足が生じ、住民サービスの低下、各料金等の値上げ
- ◆住民サービス低下によるさらなる人口流出等の負の連鎖
- ◆庁舎老朽による使用不可、放置（合併特例債の財源なしでは整備不可）
- ◆地震等の災害時の使用不可（庁舎自体の崩落も・・・）等の重大な問題
- ◆庁舎老朽により、市民や職員が怪我等の危害を被る 等々

◎庁舎問題については、有利な財源が活用できるときに、迅速に取り組むべき課題です。子や孫の代に、老朽庁舎問題をそのまま引き継いではいけないと考えます。

嘉麻市庁舎に関する意識調査(アンケート)の結果(主なもの)

(1) 調査目的

本庁舎建設の取り組みについて、本庁舎位置の変更については議決されていますが、本庁舎の位置以外の事項である、事業の具体的な開始時期、本庁舎の建設内容、庁舎位置が変更することに関する様々な対応手法等については、今後検討していくことが必要であり、これらの検討に関し、市民の意見等を把握、分析するために実施したものです。

(2) 調査対象

18歳以上の全市民から無作為に抽出し、3,000人を対象としました。

(3) 調査概要

- 調査期間：平成27年1月9日～1月23日
- 配布・回収方法：郵送による配布・回収
- 配布数・回答数：配布数3,000票、回収数1,514票

【地区別の回答数は【図1】のとおり】

- 回収率：50.47%

※ 平成27年3月議会において速報値1,511票にて報告したところであるが、その後の郵送到達分3通を含め、1,514票により改めて集計し、当該回収数をもって結了とした。

嘉麻市庁舎に関する意識調査(アンケート)の発送及び回収状況

※ 《問2》お住まいの回答数より集計

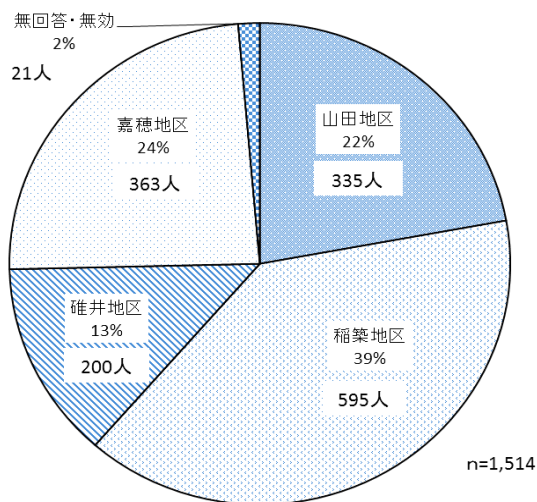


図1 地域別回答数の内訳

地区名	実発送数	回収数	
山田地区	696人	335人	48.13%
稲築地区	1,232人	595人	48.30%
碓井地区	413人	200人	48.43%
嘉穂地区	659人	363人	55.08%
地区不明	0人	21人	-
合 計	3,000人	1,514人	50.47%

(4) 調査結果（主なものを掲載）

《問 5》のうち一番多く利用された庁舎

平成26年1月から平成26年12月までの1年間において、利用された庁舎の状況を確認したものであるが、「稲築庁舎」が最も多く34%（509人）、次いで「山田庁舎」が20%（304人）、次に「碓井庁舎」が17%（260人）、最後に「嘉穂庁舎」の16%（241人）となっています。【図9】

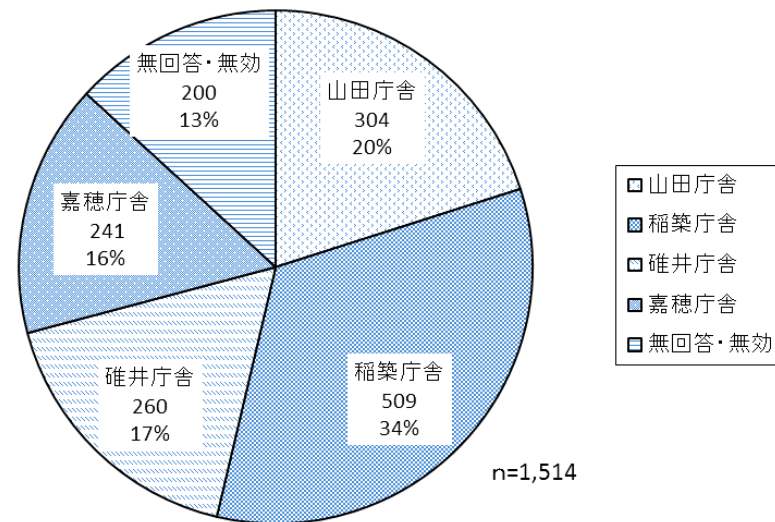


図9 各庁舎の利用状況

《問 7》庁舎の施設面及び環境面での感想等 (複数回答)

庁舎を利用した際の施設面及び環境面での意見については、「特に問題を感じなかった方」が40%（672人）で最も多く、「駐車場の不足」に対する不満が19%（314人）「複数庁舎の利用が不便」が14%（238人）、「部署がわかりにくい」が13%（215人）となっています。【図14】

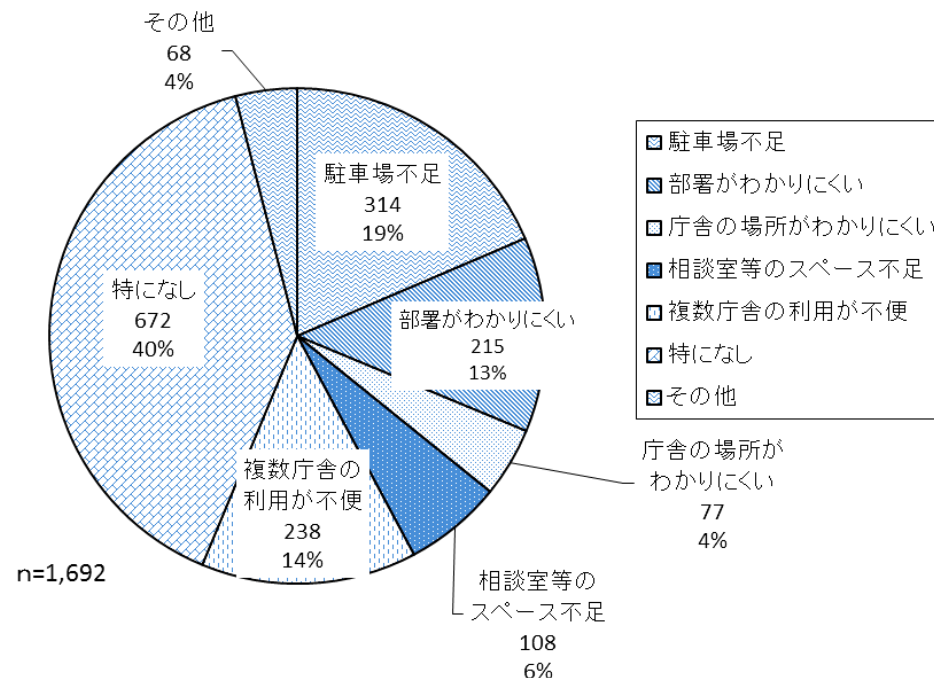


図14 庁舎利用時の施設環境面での意見

《問 9》 本庁舎の位置を変更する条例に対する認知度

本庁舎の位置が「現在の碓井庁舎から稲築多目的運動広場（稲築高校跡地）」に変更する条例が議決していることの認知度については、「知っていた」が51%（777人）、「知らない」が45%（675人）となっています。【図18】

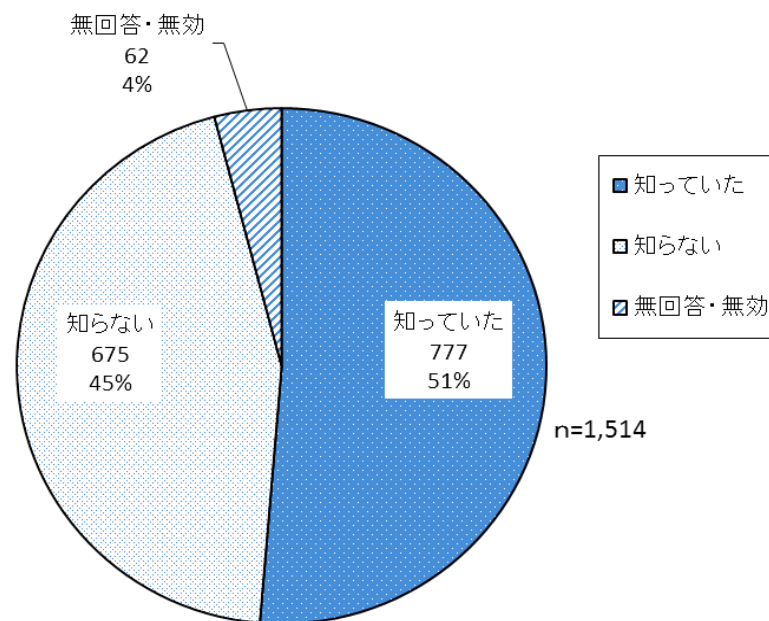


図 18 本庁舎の位置が変更する条例の認知度

《問 1 0》 新庁舎が建設される際の適切な建設時期

本庁舎の建設時期については、「平成32年度までに行った方がよい」が39%（587人）と最も多く、次いで「急がないでよい」が34%（512人）、「少しでも早い方がよい」が19%（292人）となっており、合併特例債の期限である平成32年度までに実施を望む意見が58%（879人）となっています。【図20】

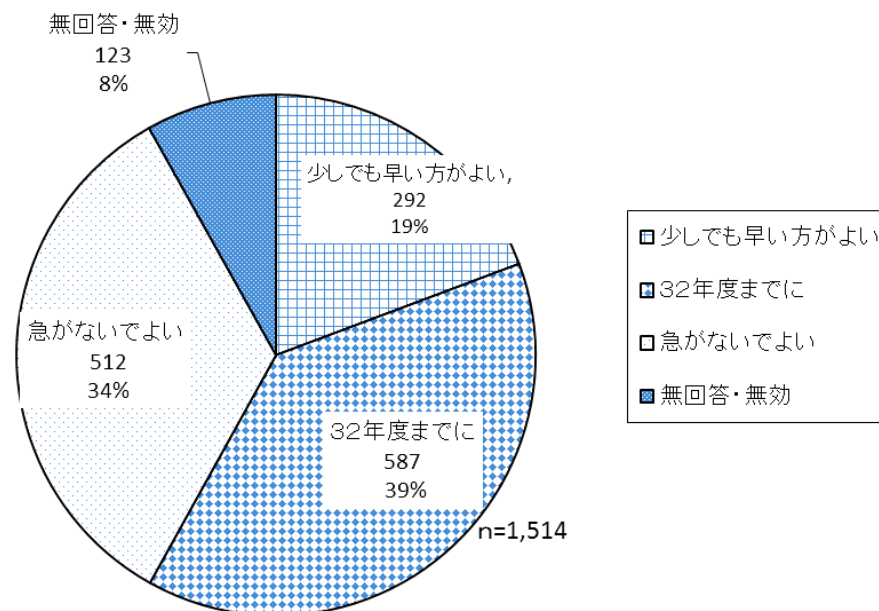


図 20 庁舎建設の時期

《問12-1》 分庁機能の集約による各庁舎の縮小に対する 不安・不便等（複数回答）

分庁機能の集約における各庁舎の縮小に対する不安や不便を感じる点については、「本庁舎まで行くことになるのでは」が26%（735件）で最も多く、次いで「本庁舎が遠くなる」が23%（644件）となっており、次に「本庁舎までの交通手段」が17%（462件）、「地域の衰退」が16%（441件）、「特になし」が16%（437件）となっています。【図23】

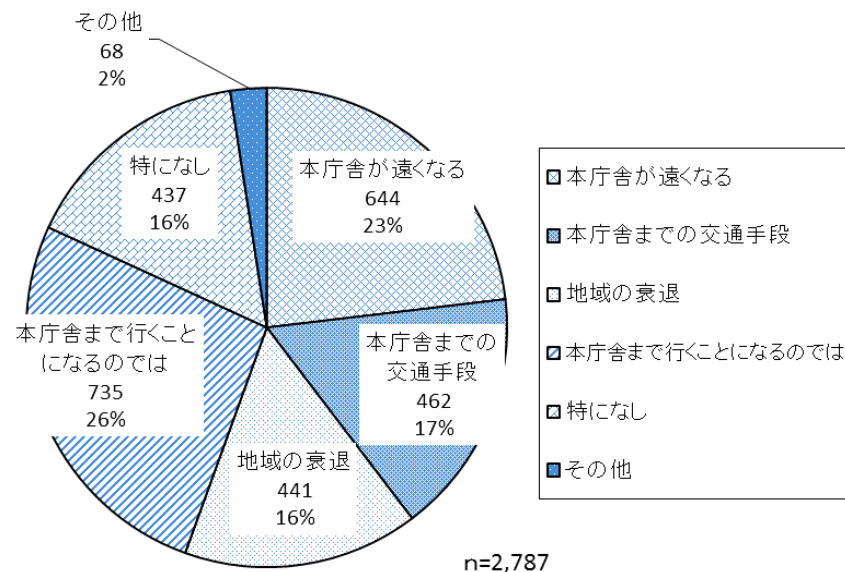


図23 分庁機能の集約による各庁舎の機能縮小
に対する不安等

《問13》 庁舎の取り組みに関して必要な情報等（複数回答）

庁舎の取り組みに関して必要な情報等については、「広報誌等の情報提供」が24%（705件）と最も多く、次いで「財政計画の情報」が20%（569件）、「説明会や協議会の設置」が20%（562件）となり、次に「まちづくり計画の情報」が18%（506件）、「整備計画に関する情報」が17%（484件）となっています。どの情報についても同程度の割合で推移しています。また「その他」の主なものでは、「防災関係」や「公共交通関係」に関する情報提供を求める意見がありました。【図27】

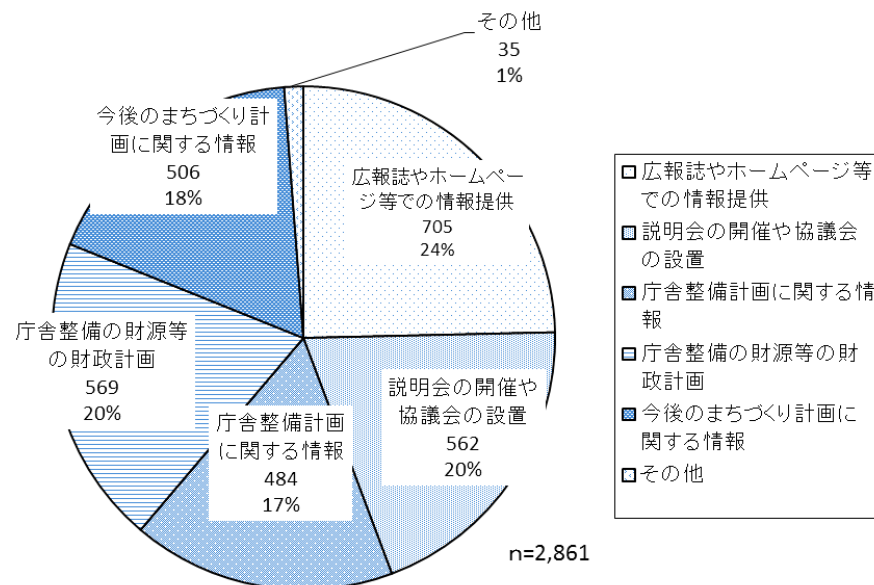


図27 庁舎の取り組みに関して必要な情報等

庁舎に関するよくある質問(Q&A)

(Q 1) 庁舎を建設する必要があるの？

(A 1) 庁舎の老朽化の問題、分庁方式では市民サービス低下や簡素で効率的な組織構築が困難である問題があります。今後収入不足が予想される中、有利な財源の活用期限内に庁舎を建設し、これらの問題を解消できる組織の再編を行い、「嘉麻市が将来にわたり住民サービスを維持できる基礎的な自治体としてあり続けることができる体制づくりが重要です。」

(Q 2) 庁舎を建設せずに今のまま（現在の4庁舎に今のままの職員がいる状況）ではどうなるの？

(A 2) 次の2点の問題が想定されます。

- ①各庁舎は劣化し、建て替えを必要とする時期が必ず生じます。結果として、順次に4つの庁舎を建設し管理し続ける事になり市の負担は更に負担が多くなります。（*合併特例債の活用期限外での整備は全て市の負担になる）
- ②従前指摘されている分庁解消、組織体制のスリム化等の実現は困難となり、嘉麻市行政改革審議会から指摘されている通り、市が収入不足に陥ることは確実です。

(Q 3) 庁舎建設は今でなくてはいけないの？

(A 3) 老朽庁舎対策の緊急性や庁舎整備に活用できる唯一の財源（市の実質負担は約3分の1）である合併特例債の活用期限（平成32年度）から、迅速に取り組むべき事業です。

(Q 4) 庁舎建設にかかる事業費は？ 予算は？

(A 4) 学識経験者、公共的団体からの推薦者、公募市民により平成27年度に組織予定の「嘉麻市新庁舎施設整備等審議会」において、庁舎に必要な機能等をご論議いただき、具体の庁舎建設費用は庁舎建設基本計画において概ね算定されます。その後、平成28年度以降の予算として、庁舎建設予算（設計、施工等）として議会に上程（提案）され、ご審議いただく予定です。

(Q 5) 人口は減少していく予想があるが、庁舎建設に係る財源は大丈夫ですか？

(A 5) 交付税、人口減少による収入減等については、財政計画において想定しています。これらを勘案した上で、国の期限付きの財政支援（合併特例債）を活用できる今であれば、財源的に可能です。一方、この期間を逃すと、(Q 2)の回答になります。

(Q 6) 合併特例債を活用しても、市の負担分である事業費の約3分の1の返済は？税金等の個人負担が増えないか？

(A 6) 仮に事業費を40億円、利息を3億円（20年で償還）、総額43億円として計算すると、市の実質的な負担額は14億3千万円、国の財政援助措置（交付税）は28億7千万円。

市の実質的な負担額の財源としては、現在の4庁舎の維持管理費削減効果額や職員人件費削減効果額を予定してします。これらの削減効果額は各年の返済金額を大きく超過しますので、庁舎建設が直接原因となり個人負担が増えることはありません。

なお、職員350人体制を想定している平成39年度以降は毎年7億円を超える削減効果額を見込み、これらは、今後予想される収入不足を補う重要な財源となります。

（Ｑ７）職員３５０人体制により、臨時職員増加、事業の民間委託、住民サービス低下にならないか？

（Ａ７）分庁を解消し、本庁に機能を集約することで、組織体制のスリム化を図り、必要な全体職員実数の減少に努めます。また、事業の民間委託は、行政のスリム化の観点において必要な取り組みです。事業の民間委託を行う際には、現状の住民サービスと同等の対応を求めていく必要があります、民間事業者との適切な協力関係を構築し、住民サービスの低下を招かないように、しっかりと取り組んでいきます。

（Ｑ８）庁舎建設より若者定住や地域活性化事業等を実施すべきは？

（Ａ８）庁舎建設以外の若者定住、教育、産業、交通、福祉等、さまざまな事業を施政方針に基づき実施しています。今後も庁舎建設事業も含め、必要な事業について財源等を勘案し実施していく予定です。

（Ｑ９）職員３５０人体制の組織イメージや地域活性化策は？

（Ａ９）資料５ページの通り、庁舎に関する具体的な取り組みについては全庁体制で検討しています。特に、職員３５０人体制の組織イメージについては「組織機構専門部会」を、地域活性化策については「地域活性化専門部会」を設置し、より専門的な検討を行っている状況です。

（Ｑ１０）本庁舎の位置が稲築多目的広場（稲築高校跡地）になった理由は？

（Ａ１０）議会での議論、議決等の経緯は資料Ｐ３～Ｐ４の通りです。

複数の候補地（碓井庁舎増築、碓井グラウンド、稲築多目的運動広場、牛隈交差点）から投票により稲築多目的運動広場が議会の意思として選定され、住民の利用が多く、交通事情がよく、他の官公署との距離が近いこと等を理由に、庁舎の位置を定める条例の一部改正条例が議員から提案され、法律的な確定力をもつ条例議決により、本庁舎の位置は稲築多目的運動広場に決定しています。

（Ｑ１１）庁舎の位置を定める条例の一部を改正する条例は、自治基本条例に違反した手続きなんですか？

（Ａ１１）法律（地方自治法第１１２条）に基づく議案提出権を市条例で制限することはできないため、嘉麻市自治基本条例に議事機関の参画保障に関する義務規定はなく、自治基本条例に違反した手続きではありません。（同様に地方自治法第７４条による住民の直接請求権も市条例で制限することはできません。）

一方、Ｑ４の回答に関連しますが、庁舎建設事業等の大きな事業において市長が予算等を提案する場合は、自治基本条例第２３条及び第２６条の規定により市民参画義務規定の対象となり、自治基本条例に基づく手続きが必要になります。

（Ｑ１２）庁舎が建設されると支所はなくなるの？

（Ａ１２）諸証明の発行や簡単な各種申請及び相談、また、地域振興やコミュニティ拠点として、各地域には支所機能が必要と考えております。なお、具体的な内容や地域の振興策については、今後、「嘉麻市新庁舎施設整備等審議会」等で検討していきます。

(Q 1 3) 庁舎の位置について住民投票は行わないのか？

(A 1 3) 本庁舎の位置の変更については、次のとおりの背景があります。

- ① Q 1 0 の回答の通り、法律的な確定力を有する地方自治体の意思として決定されています。
 - ② 嘉麻市の行政の長である市長には、市民の代表意思そのものである議会における特別多数決で示されたこの条例の施行に向けて、誠実に対応しその責任を果たす義務があります。
 - ③ この稲築地区への本庁機能を集約できる本庁舎整備と行財政改革の実施については、昨年（平成 2 6 年 4 月）の市長選挙での選挙公約でもあり、赤間市長就任後の施政方針でもあります。
 - ④ 選挙の実施には多大な経費がかかります。
- 以上の事から、現状において住民投票を想定していません。

* 住民投票は、地方議会と市長による代表民主制を基本とする地方自治制度にあつて、これを補完する制度として法律として地方自治法に、また、市の条例として嘉麻市自治基本条例・嘉麻市住民投票条例に規定があります。

【住民投票の発議及び請求】

- ・ 有権者 5 0 分の 1 以上の連署により市長に住民投票の請求 ⇒ 市長は意見を附して議会に付議
- ・ 議員は、1 2 分の 1 以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議
- ・ （嘉麻市独自の規定）有権者 3 分の 1 以上の連署により住民投票の実施

(Q 1 4) 庁舎建設予定地の水害記録は？

(A 1 4) * 記録の正確性の観点から現在の稲築庁舎周辺部での回答になります。

庁舎建設予定地の平成 3 年 7 月 27 日に旧稲築町において、局所的な集中豪雨が発生（2 時間で 2 0 0 ミリ、5 時間 2 8 0 ミリ）。稲築庁舎においては、庁舎裏の現在住宅課及び土木課で 1 0 センチ程度の床上浸水が確認されたが、本庁舎の浸水はなかったとの記録です。

この周辺地については、昭和 6 0 年の遠賀川大水害、平成 1 3 年、平成 1 5 年の豪雨により市内外において浸水被害があったが、庁舎建設予定地における浸水被害はありません。

また、平成 7 年、遠賀川の白門堰の固定堰を可動堰に改修。平成 8 年～平成 1 5 年に稲築庁舎裏の水路改修が行われ、平成 2 2 年から県道豆田稲築線のボックスカルバートの設置工事を実施されているなど、庁舎建設予定地周辺の浸水対策は十分実施されています。

(Q15) 洪水ハザードマップにおける浸水想定区域とは？

(A15) 浸水想定区域は、大雨が降ったことにより、遠賀川水系遠賀川及び泉河内川がはん濫した場合に想定される浸水区域を示したもので、遠賀川は150年に1回、泉河内川は100年に1回程度の大雨によるものとされています。（はん濫した場合とは、堤防が決壊した場合が想定されています。）

遠賀川河川事務所（国土交通省）では、浸水想定区域等を参照にし、遠賀川流域の人々の暮らしを守るため、はん濫等の洪水被害の軽減を図る河川改修事業（堰（せき）や堤防等の河川管理施設の適切な維持管理及び修繕・更新が行われています。

庁舎建設予定地周辺部の堤防は、今後当分の間は整備予定のない完成形（完成堤防）とのことですが、市ではこの地域の堤防のみでなく、嘉麻市全体の遠賀川流域の堤防管理等について、遠賀川河川事務所に今後も要望していきたいと思っています。

【参 考】：建設予定地と現在の各庁舎周辺部等の浸水範囲（主なものを抜粋）

- ・建設予定地 稲築多目的運動広場：2.0m～5.0m
 - ・碓井地区 碓井庁舎：1.0m～2.0m、道の駅うすい：2.0m～5.0m
 - ・山田地区 山田庁舎：浸水区域不明（山田川は指定河川でないため、浸水区域が不明）
 - ・嘉穂地区 嘉穂庁舎：1.0m～2.0m、嘉穂郵便局：2.0m～5.0m
 - ・稲築地区 稲築庁舎：2.0m～5.0m、稲築体育館：2.0m～5.0m
稲築武道館：5.0m以上
- ※飯塚市 新庁舎建設地：1.0m～2.0m

(Q16) 庁舎建設予定地周辺の宮前橋（みやのまえばし。稲築中学校前の橋）の架け替えで、橋の高さが上がっているのはなぜ？ ハザードマップとの関係？

(A16) 架け替える前の旧宮前橋の設置時での基準と、現在の河川に橋を設置する時の基準が異なるからです。このため、ハザードマップでの浸水区域との関係性はありません。

【現在の基準】

『河川法第13条（河川管理施設等の構造の基準）より橋は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならない』となっており、橋の構造については、河川管理上必要とされる河川管理施設等構造令を定めています。

河川管理施設等構造令第64条（橋の桁下高等）により橋の桁下高は、計画高水位（HWL）に数値を加算し、当該地点における河川の兩岸の堤防の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとなっています。

このため、建設予定地周辺の計画高水位に1.0mを加算した橋の桁下高になっているため、橋が上がっています。

また、河川管理施設等構造令第20条（堤防の高さ）により堤防の高さは、計画高水位（HWL）に数値加算以上とするものとなっており、建設予定地周辺の計画高水位に1.0mを加算した高さが、堤防の高さになっています。

（Q 1 7） 庁舎建設工事の概算事業は？ 需要高により建設工事費は増加傾向では？

（A 1 7） 単価変動については、庁舎問題検討報告書作成時（H24.2）と比較して、消費税の増税3%、平成25年度以降の震災復興事業の本格化、景気対策としての公共事業の増加、2020年東京五輪等による建設単価の増の影響変動が考えられます。

工事費については、単価変動を考慮し、機能性と経済性を兼ね備えた庁舎として、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会において庁舎建設基本計画の中で検討し、必要な概算事業費が算定され、平成28年度以降の予算案としてとりまとめ、議会にご審議をお願いすることになります。

ただし、極端な工事費の増減が想定された場合は、現在の財政計画を見直すことが必要になると思われますが、市の財政状況を最大限に勘案し工事費を算出していく予定です。

（Q 1 8） 建設経費を抑えるために庁舎をプレハブで建設できないか？

（A 1 8） 庁舎は、市民の個人情報等を預かる（預かり資産）建物であり、防犯上、保安上、安心・安全性を求められる施設であると同時に、火災による建物の倒壊及び延焼を防止するためにも、耐火性能を持った構造が望ましいと考えられます。

また、一般的に耐用年数が短いことや建築階数に限度が考えられ、敷地面積が広く必要になることからなどにより、公共施設にプレハブを使用する事はあまりないと思います。